

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 9 日から 48 年 4 月 16 日まで
社会保険事務所(当時)に年金の裁定請求を行ったところ、申立期間については、厚生年金保険の被保険者期間となっており、脱退手当金を受給していると言われた。私はこれまで、脱退手当金制度を知らず、脱退手当金を受給したこともないので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が、申立期間より前に勤務していた3事業所の各被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっていることが確認でき、これを失念するとは考え難い。

また、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載された女性被保険者28名のうち、申立人の被保険者資格喪失日である昭和48年4月の前後各2年間に資格を喪失した8名(申立人を含む)の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人以外に脱退手当金の支給記録は確認できないことを踏まえると、当該事業所が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定されたとされる昭和48年5月23日を含め、その前後の期間を通じて申立人は国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和23年1月10日、資格喪失日は24年6月30日であると認められることから、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、申立期間①の標準報酬月額を、昭和23年1月から同年7月までは600円、同年8月から24年4月までは3,300円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②のうち昭和24年6月30日から同年7月1日の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②のうち昭和24年6月30日から同年7月1日の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月から24年5月1日まで
② 昭和24年6月7日から同年7月1日まで

私は昭和21年5月から24年6月末日までの間、A社の本社及びB支所で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②における厚生年金保険の加入記録が無い。

私は昭和23年1月に、A社のB支所から本社に転勤し、退社するまでの間、同社本社で途切れることなく勤務していたので、当該期間も厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社が保管する申立人に係る社員カードから、申立人が昭和23年1月6日付けで、同社のB支所から本社に異動となっていることが確認できることから、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿

により、申立人の資格取得日がオンライン記録等とは異なる同年1月10日となっていることが確認できることから、事業主は申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日を同年1月10日として届出を行ったと認められる。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、前出の被保険者名簿の記録から、昭和23年1月から同年7月までは600円、同年8月から24年4月までは3,300円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、昭和24年6月7日から同年6月30日については、前出の被保険者名簿により、申立人の資格喪失日がオンライン記録等とは異なる同年6月30日となっていることが確認できることから、事業主は申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年6月30日として届出を行ったと認められる。

また、前出の社員カードには、申立人の退職時期について、「昭24.7.11 退社」、「昭24.7.31 依願退職」などと記載されていることが確認できる上、申立期間②直前の昭和24年5月以降、勤務形態に相違が認められないことから、申立人は申立期間②のうち、同年6月30日から同年7月1日においても当該事業所に継続して勤務していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間②のうち昭和24年6月30日から同年7月1日に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の資格喪失日を同年7月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、前出の被保険者名簿にある当該期間直前の記録から、6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち昭和24年6月30日から同年7月1日における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明としているものの、同社が保管する厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格喪失日が昭和24年6月30日と記載されていることが確認できることから、事業主は社会保険事務所（当時）に対して、申立人の資格喪失日を同年6月30日とする届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

鹿児島国民年金 事案 610

第1 委員会の結論

申立人の平成18年12月から19年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月から19年3月まで

申立期間については、私が、市役所で国民年金の加入手続と学生納付特例の申請を行っていたが、私の母親が、保険料の納付書が送付されてきたとして、保険料を納付したと言っている。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料については、申立人が、20歳に達した月の平成18年12月25日に「国民年金保険料学生納付特例」を申請し、同年12月27日付けで市役所において受理され、翌月の19年1月25日付けで当該申請が、社会保険庁（当時）において、処理（承認）されていることが確認できる上、申立期間に係る国民年金保険料の納付書を発行した記録は無く、これら一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、申立人及びその母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、納付場所及び納付時期等についての記憶が明確でないため、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年6月まで

申立期間については、私が会社を退職した際、年金記録が途切れることを心配した私の母親が役場に行き、私の国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付してくれていたはずであるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年1月30日以降に払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人が会社を退職した際に、母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、当時、申立人とその母親の居住していた町は異なっていることが戸籍の附票により確認でき、申立人の母親が、その居住地で申立人の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行うことはできなかったものと推認され、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から平成13年5月まで

私は申立期間中、A社で勤務していたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

私がA社で正社員の運転手として勤務していたことは間違いなく、また、平成13年に結婚した私の妻には、4年4月から7年10月までの間、同社に係る厚生年金保険の加入記録があるので、私も加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社では、申立人が申立期間当時、同社で勤務していたとしているものの、同社が保管する申立期間の一部の平成3年10月の厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書では、申立人の氏名は確認できず、同社が保管する13年4月分給与の支給控除一覧表では、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立事業所は、「申立人自身から入社時に、国民健康保険に加入するので健康保険、厚生年金保険には加入しないとの希望があったので、申立人の在籍期間中、厚生年金保険等に加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立期間のうち、平成11年1月18日から13年5月23日までの期間について、当時、申立人の住所地のあったB市は、申立人が国民健康保険に加入していたと回答している。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、オンラ

イン記録に移行する前の記録として、当該名簿で確認できる昭和 57 年 5 月 1 日から 62 年 5 月 1 日までの期間において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 397

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月15日から34年12月25日まで

私は昭和32年6月15日から37年3月1日までの間、A社のB船舶に船長及び機関長として、引き続き乗船していたにもかかわらず、申立期間における船員保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立期間中の昭和33年冬期の業務中にB船舶の機関室で右手を負傷し、船員保険の健康保険で療養の給付を受け、傷病手当金の給付も受けたことを記憶しているので、船員保険に加入していたはずである。

申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた元同僚3人の供述から、申立人が申立期間の一時期、申立てのB船舶に乗船していたことがうかがえる。

しかし、申立人が挙げた複数の元同僚は、申立人が乗船していたB船舶はA社の所有船舶ではなく、同社の元役員が所有する傭船(雇入れた船)であったとしているとともに、時期ははっきりしないものの、申立人は当初、A社とは雇用関係は無かったと思うと供述している上、船舶所有者名簿には、当該元役員を所有者とする船舶は船員保険の適用事業所として確認できない。

また、申立事業所は昭和44年12月1日に船員保険の適用事業所ではなくなっているとともに、55年7月31日付けで清算終了している上、申立期間当時の事業主は死亡していることなどから、申立期間における申立人の勤務実態はもとより、船員保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、船員保険台帳では、申立期間に係る被保険者記録が確認できない上、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿では、申立人の被保険者期間は、オン

ライン記録とほぼ一致する昭和34年12月25日から37年3月10日までの間、確認できるのみであり、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。